

学校その他の教育機関における著作物等利用に関するフローチャート

「学校その他の教育機関」*に該当する機関で行われる利用ですか？

* 組織的・継続的教育活動を営む教育機関であって、営利を目的としないもの

いいえ→

授業が行われる場所での著作物の複製の場合

↓ はい

それ以外の場所への公衆送信の複製の場合

↓ 次ページに進む

著作物の複製を行うのは教育を担任する者ですか？

いいえ→

では学習者自身ですか？

いいえ→

その複製は授業の過程*に利用するために行われるものですか？

該当しないものの例：・学校の教育計画に基づかない自主的な活動（例：サークル・同好会、研究会）、・授業に関連しない参考資料の使用、・校内 LAN サーバに蓄積すること、・学級通信・学校便り等への掲載、・教科研究会における使用、・学校ホームページへの掲載

いいえ→

その複製は授業の目的に照らして必要と認められる限度ですか？

授業の対象となる必要最小限の部分。

いいえ→

複製されるのは公表された著作物*ですか？

* 著作者の許諾を得て公に提供・提示された著作物

該当しないものの例：未公開の論文、作文、手紙、日記、美術、写真、音楽等の著作物

いいえ→

↓ はい

その複製は著作権者等の利益を不当に害していませんか？

いいえ→

著作権者などの利益を不当に害すると考えられる場合

①著作物の種類と用途に関するケース

a 児童・生徒・学生が授業を受けるに際し、購入または借り受けで利用することを想定しているもの（記録媒体は問わない）を購入等に代えてコピーすること

b 本来の授業目的を超えた利用が行われる場合

②複製の部数と様態に関するケース

原則として、部数は通常の 1 クラスの人数と担任する者の和を限度とする

（小中高校及びこれに準ずる学校教育機関以外の場合、1 クラスの人数は概ね 50 名程度を目安とする）。

a 大部数の複製等、多数の学習者による利用

b 複製の態様が市販の商品と競合するような方法で行われる場合

c 継続的に複製が行われる場合

↓ はい

許諾を得ずに利用できます。

ただし、著作物を複製する場合には、複製物にその著作物の出所を明示してください。

自由利用できません。許諾を取つてください。

授業が行われる場所以外への公衆送信の複製の場合

↓ はい

授業を担任する者と同じ場所で授業を受けている者がいますか？

※主会場がなく、遠隔地への送信のみによって授業が行われる場合は該当しません。

いいえ→

その利用は主会場で、第1項で認められる範囲で授業の過程に提供・利用されているものですか？

※ 主会場で提供・利用されていないものは送信できません。

※ 授業の目的に照らして必要な限度であること、公表された著作物であることは第1項と同様です。

いいえ→

↓ はい

著作物の送信にあたって、上演、演奏、上映もしくは口述をともなう場合、それは非営利・無料かつ当該実演家等に対し報酬を支払わないものですか？

いいえ→

↓ はい

主会場と同時に授業を受けている者への送信ですか？

- 該当しない場合の例：
- ・登録された学生でない者を含む場合
 - ・授業をあらかじめ録画しておき後日配信すること
 - ・オンデマンドで配信する授業における著作物・複製物の使用
 - ・授業終了後も利用できるように、著作物等をホームページ等に掲載すること

いいえ→

↓ はい

その利用は著作権者等の利益を不当に害していませんか？

著作権者などの利益を不当に害すると考えられる場合

①著作物の種類と用途に関するケース

- a 児童・生徒・学生が授業を受けるに際し、購入または借り受けて利用することを想定しているもの（記録媒体は問わない）を購入等に代えてコピーすること
- b 本来の授業目的を超えた利用が行われる場合

いいえ→

②公衆送信の態様に関するケース

- a 授業を受ける者以外の者が閲覧できるように公衆送信すること
- b 送信された複製著作物を、受信側で二次的に複製すること
- c 大教室での授業に相当するような人数への送信を行うこと。

③著作者人格権を侵害しないこと

↓ はい

許諾を得ずに使用できます。

ただし、著作物を複製する場合には、複製物にその著作物の出所を明示してください。

自由利用できません。許諾を取ってください。